

成年後見実務の運用と諸問題

成年後見制度に関する報道が多くなされている。成年後見実務がどうなっているのかについて、会員のみならず、市民の関心も高い。そこで、今回は、「成年後見実務の運用と諸問題」を特集する。

まず、当会の高齢者・障害者総合支援センター（通称「オアシス」）嘱託である奥田大介会員から、オアシスの運営状況及び成年後見制度に関する当会の取り組みを概観していただいた。規則を整備し、積極的な運用が図られている。

つぎに、東京三弁護士会主催「成年後見実務の運用と諸問題」と題した研修会の講演録をお届け

する。東京家庭裁判所後見センターからお招きした裁判官と書記官のお話は、弁護士にとって、実務に極めて役に立つものである。被後見人本人の権利・利益の擁護を図る成年後見人必読といえる。

（臼井 一廣）

CONTENTS

- I 当会における成年後見制度の現状と取り組み
- II 東京三弁護士会研修会
「成年後見実務の運用と諸問題」

I

当会における成年後見制度の現状と取り組み

高齢者・障害者総合支援センター嘱託 奥田 大介 (59 期)



当会は、高齢者及び障害者に対し、財産管理・身上監護（以下「財産管理等」という）に関する支援、並びに財産管理等に関する法律相談、その他迅速かつ適切な法的支援を行うことを目的として、東京弁護士会高齢者・障害者総合支援センター（通称「オアシス」）を設置しており、オアシスが当会における成年後見制度に関する案件の多くを担っている。また、オアシスは高齢者・障害者の権利に関する特別委員会（以下「当委員会」という）によって運営されている。

以下においては、オアシスの運営状況及び成年後見制度に関する昨年度の当会の取り組みについて説明する。

第1 オアシスの昨年度の運営状況

オアシスの事業には、法律相談における相談担当者の紹介、財産管理等支援業務、裁判所及び自治体への後見人等候補者の紹介などがある。

オアシス相談件数等(過去5年)		2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度
オアシス 相談	① 電話相談	1,023	1,072	1,548	1,673	1,594
	② 面接相談(来館相談)	79	68	81	54	38
	③ 出張相談	30	88	37	41	38
	④ 財産管理委任契約等の受任	38	49	37	31	24
後見人等 選任事件	① 団体推薦	—	42	140	176	300
	② 東京家裁への後見人等候補者推薦 名簿提出による選任(一本釣り)	—	99	127	113	117※
	③ 自治体等からの弁護士紹介依頼による 後見人等候補者推薦	—	—	18	54	61

※117件は、2014年1月末までの選任件数

1 昨年度の実績

昨年度の事業のうち、主なものの内容と件数は以下の通りである。

(1) 出張相談

高齢又は心身の障害のため来館相談に赴くことの困難な者に対して、相談者の入院先又は自宅等において行う相談(都内全域、島嶼部含む) **38件**

(2) 後見人等候補者推薦のうち、団体推薦

家裁からの団体推薦依頼に対し、団体推薦名簿に基づき、当会が家裁に候補者を推薦する案件 **300件**

(3) 後見人等候補者推薦のうち、いわゆる「一本釣り」

家裁に提出した名簿に基づき、家裁が会員に対して直接依頼する個別案件 **117件**

(2014年1月末日まで)

(4) 後見人等候補者推薦のうち、区及び社協への推薦

区及び社協からの候補者推薦依頼に対し、団体推薦名簿に基づき、当会が区及び社協に候補者を推薦する案件 **61件**

2 法律相談担当依頼及び後見人等候補者推薦にあたって考慮している事由

上記の出張相談担当の依頼及び後見人等候補者推薦は、オアシスが行っており、相談担当者名簿及び団体推薦名簿の各名簿に登録されている会員の中から、①性別(本人が単身で在宅の場合は同性にする等)、②年齢(後見等業務の継続性に鑑み、本人よりある程度若年の会員にする)、③本人及び親族後見人等(会員を監督人として推薦する場合)の居住地との距離及び利用路線、④弁護士賠償責任保険の保険金額

(可能な限り、保険金額が本人の財産額を上回るようにする)、⑤オアシス研修の受講回数及び受講した研修の種類(虐待が疑われる案件については、虐待研修の受講の有無を考慮する等)、⑥後見事件の経験件数・弁護士経験年数(後見人を監督する立場になる監督人候補者推薦においては、経験件数を考慮する等)、⑦法テラス利用案件の受任の可否、⑧本年度、昨年度及び一昨年度の依頼及び推薦件数(会員間の公平性の観点から、特定の会員に対して依頼及び推薦が集中しないようにする)、⑨その他の事情(正当な理由なく推薦を断った場合には、その後の配点に際して考慮する等)、などを考慮して決定している。

後見事件については、本人の権利及び利益の保護のため、機械的に配点するのではなく、上記の各事情を考慮し、個別事案ごとに適切な弁護士を推薦するために慎重に配点を行っている。

第2 昨年度の当会の取り組み

昨年発生した専門職後見人等の不祥事を受け、東京家庭裁判所後見センター(以下「後見センター」という)は、2013年6月1日から、弁護士会から後見センターに提出した後見人等候補者名簿(以下「名簿」という)に登載されていない会員については、原則として、後見人・保佐人・補助人(以下「後見人等」という)に選任しない、との運用を開始した。この運用開始と前後して、後見センターから当会に対する推薦依頼件数は激減した。

これを契機に当会は昨年度、成年後見人候補者名簿の登録要件の改正等の規則整備、運用の変更、研修の体系化、マニュアル等の整備及び保険加入等、成年後見制度に関する各種の取り組みを行った。

1 規則整備

(1) 年齢制限規定の新設（成年後見人等候補者推薦に関する規則2条3項）

第2条

3 総合支援センターは、提出名簿及び団体推薦名簿（A名簿及びB名簿）を作成し、希望者の中から、それぞれ次に掲げる要件を満たす弁護士会員を選出して登録する。

(1) 提出名簿

- ア 弁護士登録の期間が通算して1年以上である者又は1年未満である者のうち総合支援センターが相当と認めた者
- イ 総合支援センターが指定する研修会に出席し、研修を受けた者
- ウ 保険金額5千万円以上の弁護士賠償保険に加入している者
- エ 名簿作成日の属する年度の翌年度の4月1日において、満75歳以下の者。ただし、あらかじめ総合支援センターの承認を得た場合は、この限りでない。

(2) 団体推薦名簿

ア A名簿

- ア 弁護士登録の期間が通算して満5年以上である者
- イ 総合支援センターが指定する研修会に出席し、研修を受けた者
- ウ 保険金額2億円以上の弁護士賠償保険に加入している者
- エ 成年後見人、保佐人、補助人等の選任経験件数が2件以上であり、かつ、これら成年後見人等の経験年数が通算して1年以上である者
- オ 名簿作成日の属する年度の翌年度の4月1日において、満70歳以下の者

イ B名簿

- ア 弁護士登録の期間が通算して満3年以上である者
- イ 総合支援センターが指定する研修会に出席し、研修を受けた者
- ウ 保険金額5千万円以上の弁護士賠償保険に加入している者
- エ 名簿作成日の属する年度の翌年度の4月1日において、満70歳以下の者

名簿の登録に際し、従前は、①一定の弁護士登録期間、②研修の受講、③弁護士賠償責任保険への加入、④成年後見人等の経験件数及び経験年数が要件とされていた（ただし、④は団体推薦のA名簿のみ）。

これらの要件に加え、⑤年齢制限規定が新設された。

まず、自薦（申立人が申立ての際に特定の弁護士を後見人候補者に挙げる）案件における提出名簿については、「名簿作成日の属する年度の翌年度の4月1日において、満75歳以下の者。ただし、あらかじめ総合支援センターの承認を得た場合は、この限りでない」と規定された。また、団体推薦（裁判所からの

依頼を受け、当会が弁護士を推薦する）案件における名簿については、「名簿作成日の属する年度の翌年度の4月1日において、満70歳以下の者」と規定された。団体推薦名簿には、年齢制限の例外規定はない。

(2) 家庭裁判所との情報共有規定の新設（成年後見人等候補者推薦に関する規則9条の2）

第9条の2 提出名簿又は団体推薦名簿に基づき、成年後見人等として選任された弁護士会員は、各種法律相談・弁護士紹介等担当者名簿登録の拒否等に関する規則第11条第1項各号の事由その他成年後見人等の適正な選任及び監督を図るために必要と認められる事由について、家庭裁判所及び本会が相互に情報提供することにつき同意するものとする。

後見に関する不祥事に関連する情報を当会と家庭裁判所で共有し、早期の対応を可能にするため、名簿に基づき、成年後見人等として選任された当会会員は、名簿登録拒否事由その他成年後見人等の適正な選任及び監督を図るために必要と認められる事由について、家庭裁判所及び本会が相互に情報提供することにつき同意するものとされた。

(3) 事例検討会（カンファレンス）への出席義務化及び指導委員の参加（成年後見人等候補者推薦事務運営細則7条及び7条の2）

第7条 総合支援センターは、成年後見人等の推薦に関し、適宜、研修会、ガイダンス又は事例検討会（以下「カンファレンス」という。）を実施する。

2 名簿に登録された弁護士会員は、前項の研修会、ガイダンス又はカンファレンスに参加するよう努めなければならない。

3 弁護士会員は、団体推薦名簿により、成年後見人、保佐人及び補助人（以下「成年後見人等」という。）に選任されたときは、選任後3か月以内に、総合支援センターが実施するカンファレンスに出席し、被後見人等の氏名を伏する等個人が特定されないよう処置を施した上で、財産目録、収支予定表及び後見事務の方針を報告しなければならない。

4 前項に規定するほか、各名簿に登録された弁護士会員は、少なくとも年1回以上、総合支援センターが指定する成年後見人等候補者研修その他の研修を受講しなければならない。

5 カンファレンスに参加した弁護士会員は、カンファレンスに参加したことによって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

第7条の2 総合支援センターは、高齢者・障害者の権利に関する特別委員会の委員の中から、委員としての経験年数、委員会への出席率、成年後見人等の選任経験件数を考慮の上、年度ごとに、カンファレンス指導委員20人以内を選任する。

2 カンファレンス指導委員の職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) カンファレンスにおける指導及び助言
- (2) カンファレンスに提出される書類の事前検討
- (3) カンファレンスで行った指導及び助言の内容についての書面による総合支援センターへの報告
- (4) カンファレンスで指導及び助言を行った弁護士会員に対するその後の助言

3 カンファレンス指導委員がカンファレンスに出席して、3時間程度の指導及び助言を行ったときは、その日当として金12,000円（消費税別）を支給する。

団体推薦名簿により、成年後見人、保佐人及び補助人（以下「成年後見人等」という）に選任された会員は、選任後3か月以内に総合支援センターが実施するカンファレンスに出席し、財産目録、収支予定表及び後見事務の方針を報告しなければならないものとされ、カンファレンスへの出席が義務化された。

また、カンファレンスを実りあるものとするため、オアシスは当委員会の委員の中から、委員としての経験年数、当委員会への出席率、成年後見人等の選任経験件数を考慮の上、年度ごとにカンファレンス指導委員20人以内を選任し、カンファレンスに出席してもらっている。

カンファレンスにおける指導委員の役割は、

ア カンファレンスにおける指導及び助言

イ カンファレンスに提出される書類の事前検討

ウ カンファレンスで行った指導及び助言の内容についての書面による総合支援センターへの報告

エ カンファレンスで指導及び助言を行った弁護士会員に対するその後の助言

である。そして、カンファレンスで報告がなされた案件の中で、当委員会及びオアシスで検討を要する事項があると指導委員が判断した場合には、カンファレンス後に、指導委員から当会事務局に報告される仕組みになっている。

現在は、1か月に2回（1回あたり2時間から3時間）の頻度でカンファレンスを開催している。

(4) 当会による調査権限規定の新設（成年後見人等候補者推薦に関する規則9条2項）

第9条

2 本会は、前項の弁護士会員に対し、必要に応じて、成年後見人等の任務の履行状況及び預り金等の取扱いに関する会規の遵守状況について調査し、必要な報告を求めることができる。

不祥事が発覚した場合又はその疑いが生じた場合に、当会が速やかに調査に着手することができるよう、提出名簿及び団体推薦名簿に基づき成年後見人等に選任された当会会員に対しては、必要に応じて当会が、成年後見人等の任務の履行状況及び預り金等の取扱いに関する会規の遵守状況について調査し、必要な報告を求めることができる旨の規定を新設した。

*** 名簿の登録者数**（2014年6月4日現在）

提出名簿…915名 団体推薦名簿…521名

2 規則の積極的な運用

上記の規則の整備に加え、既存の規則についても積極的に運用することとした。

(1) 名簿登録拒否事由に基づく不適格者の登録拒否（各種法律相談・弁護士紹介等担当者名簿登録の拒否等に関する規則）

会員に名簿登録拒否事由が生じた場合、各種法律相談・弁護士紹介等担当者名簿登録の拒否等に関する規則に基づき、登録の拒否、抹消又は停止をすることが可能であるが、従前、実際に登録拒否をすることはほとんどなかった。

しかし、名簿登録の段階での監督を強化するため、後見事務に関する苦情又は市民窓口へ苦情が寄せら

れた場合などには、調査の上で登録拒否を実際に行うようにした。

(2) 選任後の報告義務に基づく報告の徹底（成年後見人等候補者推薦に関する規則9条1項）

名簿によって推薦された会員には、選任時、初回報告時、カンファレンス出席時、報酬付与申立指定月における報告時（毎年1回）、終了時に当会に報告をすることが義務付けられている。

これら報告の遅滞は、後見人等の不正行為と密接に関連していると考えられるため、報告遅滞をしている会員に対する督促を強化することとした。

3 オアシス研修制度の体系化

（成年後見人等候補者推薦に関する規則2条3項）

オアシスでは発足当初より、高齢者及び障害者のための法的支援に関して、研修を行ってきた。これは、高齢者及び障害者のための法的支援には、一般的な法律知識があるだけでは足りず、高齢者及び障害者の特性を理解し、介護保険や福祉に関する知識をも持つことが必要なためである。

ただ、従前の研修制度においては、受講した研修の種類を問わず受講回数としてカウントしたため、初心者向け研修のみを3回受講した会員であっても、推薦名簿に登録可能となっていた。また、受講した研修とマッチング（事件の配点及び推薦）が必ずしもリンクしておらず、事案に適した会員に配点及び推薦することができないという問題点があった。そして、配点及び推薦の際の考慮要素の一つである受講回数についても、累積でカウントしてきたため、相対的に期が上の会員に配点及び推薦がなされやすいという面があった。

上記のような問題点を解消し、より事案に適した会員に事件を配点し、推薦することで、より一層高

齢者及び障害者のための法的支援に資するよう、当会においては、オアシスにおける研修制度を以下のよう

(1) 基礎研修とアドバンス研修の区別

オアシスの実施する研修を基礎研修とアドバンス研修の2種類に分け、基礎研修では、登録名簿、オアシスの事業、倫理及び成年後見実務の基礎を講義することとした。基礎研修については、1回の受講を必須とする一方で、複数回受講しても、事件配点及び推薦の際の考慮要素の一つである受講回数としてカウントしないこととした。

(2) アドバンス研修と事件配点及び推薦との関係について

アドバンス研修については、より個別分野に特化した内容とした。また、特定の事案については、当該事案に関する研修の受講の有無を配点にあたって考慮している。例えば、後見等監督人選任事案では後見等監督人研修、後見制度支援信託検討事案においては後見制度支援信託研修の受講の有無を配点にあたって考慮している。最近では監督人の団体推薦依頼が多いため、団体推薦名簿に登録している会員におかれては、是非後見監督人研修を受講していただきたい（DVD放映による研修も随時行う予定である）。

(3) 研修受講回数のカウント方法について

基礎研修については必須とし、複数回受講した場合であっても1回とカウントすることとした。また、混乱を避けるため、2009年度以降に行われた基礎的な研修（「初めての成年後見」の名称で行われている研修である）の受講者については、基礎研修受講者と認定した。アドバンス研修については過去5年度分のみをカウントすることとした。

4 各種マニュアルの改訂及びガイドラインの作成

(1) 各種マニュアルの改訂

福祉制度の改革や、後見センターにおける運用の変更等に対応するため、当委員会においてPTを立ち上げて各種マニュアルの改訂に取り組み、他会員及び福祉専門職の協力も得て、昨年度は「障害者福祉の概要」(2013年9月 第2版)及び「初めての法定後見マニュアル」(2014年1月 第2版)を発行した。

後見制度に関するマニュアルとしては、他に「オアシス業務マニュアル」(2013年3月版)、「法定後見マニュアル」(2009年3月版)及び「後見等監督人マニュアル」(2012年5月 東京三会高齢者・障害者の権利に関する連絡協議会編)がある。いずれのマニュアルも当会のウェブサイト(「会員サイトのTOPページ>マニュアル>業務に関するマニュアル」の下部「高齢者・障害者総合支援センター 編」以下)に掲載されているので、後見業務を行うにあたって参考にされたい。

(2) 後見ガイドラインの作成

成年後見人等が後見事務に関して本人の財産から支弁する費用及び受領する報酬は、民法に規定されており(861条2項、862条、876条の5第1項及び876条の10第1項)、これら以外について、成年後見人が本人の財産より金員を受領することはできない。

しかし、成年後見人等に選任された弁護士が、実際に要した費用及び家裁の定めた報酬以外の金員を請求するなどの問題が生じた(例えば、遠隔地に居住する本人を訪問した際の日当を請求する等)。

このため、当委員会において、専門職後見人が被後見人の財産管理を行うにあたって行ってはならない行為を後見事務の場面毎に列挙した「専門職後見『べからず』集～専門職後見人等の財産管理ガイドラ

イン～」を作成し、オアシスメーリングリストに登録している会員に送信した。このガイドラインも当会のウェブサイト(https://www.toben.or.jp/members/iinkai/koureisyougai/news/post_3.html 会員サイトのTOPページ>委員会>委員会一覧>高齢者・障害者の権利に関する特別委員会(会員サイト))に掲載されているため、参考にされたい。

5 当会による弁護士賠償責任保険への加入

会員による弁護士賠償責任保険への加入はオアシス名簿登録の要件であるが、会員の加入する保険は、当該会員の故意及び犯罪行為(過失犯を除く)による損害については対象外のため、かかる場合に本人保護を図るために、当会が被保険者となり、故意及び犯罪行為(過失犯を除く)を担保する特約付の弁護士賠償責任保険に加入した。

第3 最後に

上記の当会の取り組みが功を奏したのか、一時的に激減した後見センターからの団体推薦依頼も昨年度後半には回復した。

しかし、成年後見人等には、民法上の欠格事由(847条、852条等)を除き、実務の取扱上も資格制限がない。このため、他の専門職、特に、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート及び司法書士との激しい競争にさらされている。

今後も、各種規則及び運用の変更等により、会員の皆様にはご負担及びご不便をお掛けすることもあるかと思うが、被後見人本人の権利及び利益の擁護のため、当会の後見制度の運営にご協力いただければ幸いである。

東京三弁護士会研修会 「成年後見実務の運用と諸問題」

東京家庭裁判所判事 小西 洋
篠原 康治
家事次席書記官 中村 陽史
総括主任家裁調査官 高木 章雄

2014年2月25日、弁護士会館クレオにて、東京家庭裁判所後見センターの小西洋裁判官、篠原康治裁判官、中村陽史家事次席書記官、高木章雄総括主任家裁調査官をお招きし、東京三弁護士会主催「成年後見実務の運用と諸問題」と題した研修会が実施された。

今回の研修会は、東京三弁護士会会員から予め寄せられた質問事項に回答いただく形式で行われ、加えて申立書式や定期報告の提出等に関する要望事項をお話いただいた。講演内容は充実したものであり、今後の成年後見業務を行う上で役立つ重要な事項に関する知識を修得することができた。

今回の研修会に参加できなかった方々にも情報を提供し今後の成年後見業務に役立てていただきたく、LIBRAへ掲載する運びとなった。
(奥田 大介)

東京三弁護士会から予め頂いた質問事項に回答し、最後に東京家庭裁判所本庁後見センター（以下「後見センター」という。）からのお願いを述べたい。説明、回答のうち、統計を除いた部分は、当時後見センターに所属していた裁判官の協議の結果に基づいており、実務の運用にわたる部分はあくまで後見センターにおける運用を紹介するにすぎないが、当然のことながら、具体的な事件における最終的な結論は、当該事件によって異なる。なお、昨年の講演録（各弁護士会発行の会報2013年7月号掲載）及び実践成年後見No.47（民事法研究会）76頁以下の説明も参考にしていきたい。

申立段階

1 後見センターにおける後見人等の選任に関する最新の年間データ等について

(1)① 後見等開始事件の件数

後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件数は約3400件である（本庁における平成25年1年間の自庁統計によるもので概数である。なお、以下、特に断らない限り、同様である。）。

② 後見等開始事件のうち、親族後見人等が選任された件数及び割合

後見開始、保佐開始及び補助開始事件で認容で終局した事件のうち、親族が後見人等に選任されたのは約1500件、45.2%である。

③ 弁護士が後見人等に選任された件数及び割合

弁護士が後見人等に選任されたのは約600件、17.4%である。

④ 司法書士、社会福祉士などその他専門職が後見人等に選任された件数及び割合

その他専門職が後見人等に選任されたのは約1000件、29.5%である。

(2) 後見等開始申立てから審判までの平均期間はどうか。また、例外的に申立て後直ちに審判がされるのはどういう場合か。

平均期間は集計していないので示すことはできないが、平成24年に東京家裁本庁及び立川支部で終局した事件のうち、1か月以内に終局したものは全体の67.1%、2か月以内に終局したものは全体の86.2%、3か月以内に終局したものは全体の92.6%、4か月以内に終局したものは全体の95.1%である。

申立てから早期に審判にまで至るのは、鑑定

や本人調査を実施する必要がないことが明らかであり、親族の同意書も揃っているため紛争性等も認められず、後見人候補者の適格性にも問題がないと判断される場合等が典型例である。

(3)① 法定後見の監督人及び任意後見監督人が選任された件数

法定後見の監督人は約580件、任意後見監督人は約80件である。

② そのうち弁護士が監督人に選任された件数

弁護士は約270件である。

③ 司法書士などのその他の専門職が監督人に選任された件数

その他専門職は約340件である。

(4)① 後見等開始の取消しについての件数や実情

後見開始、保佐開始及び補助開始の取消事件で認容されたのは約20件ある。本人の能力回復を理由とするものが多いと思われる。

② 任意後見監督人選任申立事件の却下の件数や実情

任意後見監督人選任申立てが却下されたのは1件ある。別に後見開始の申立てがなされていた事案である。

(5)① 審判前の保全処分の件数。どのようなケースで保全処分が開始されるか。

審判前の保全処分の認容件数は約60件である。ケースとしては、本人が財産を失うような行為をしており、またはするおそれがある場合あるいは財産管理をする者がおらず、本案の確定を待っている本人の生活や療養看護に重大な支障が生じる場合などである。

② 保全処分がされるまでの期間

保全処分がされるまでの期間についての統計は取っていない。

2 (1) 連れ子が、親の再婚相手と養子縁組をしないまま、子が成人した後に親が死亡し、再婚相手（姻族一親等）が子について保佐開始を申し立てたところ、家裁で「申立権がない」と言われたことがある。その根拠は何か。

四親等内の親族には保佐開始の審判の申立権がある（民法11条）。親族には三親等内の姻族も含まれる（民法725条）。姻族関係は、生存配偶者が姻族関係を終了させる意思表示しない限り終了しない（728条2項）。よって、連れ子と再婚相手は、姻族一親等であり、四親等内の親族となるから、申立権がある。

(2) 後見開始申立ての際に提出する添付資料について、申立人が四親等内の親族にあたることを疎明する資料（戸籍謄本等）の提出が求められていないが、申立人の適格性はどのように担保しているのか。

申立人の説明によっており、戸籍謄本等の公的な証明書は求めているが、現在のところ、問題は生じていない。

(3) 成年後見人は、本人の代理人として本人の親族の後見等開始の申立てはできないとされている。その理由は、後見等開始の申立ては身分行為に類する一身専属権だからという理解でよいのか。そうすると、任意後見契約において、「四親等以内の親族の後見等開始の申立て」を任意後見人に委任しても裁判所は申立てを受理しないのか。それとも、そもそもこのような委任事項は任意後見契約に定めることはできないのか。

後見人の代理権は、財産に関する法律行為に限定される（民法859条1項）。後見等開始の申立権は、財産に関する法律行為ではないからこれに含まれないと扱われている。一方、任意後

見人の権限に関しては、法定後見人のような限定はない。任意後見契約に関する法律は、任意後見契約について、自己の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務の全部又は一部を委託し、その委託に係る事務について代理権を付与する委任契約としている（同法2条1号）。したがって、後見等開始の申立権を委任する条項を定めることはできると扱われていると承知している。なお、受任者が弁護士ではない場合には、申立てに際して手続代理人となるに当たり、家事事件手続法22条1項ただし書の許可を要すると思われる。

- 3** 診断書がなくてもそれに代わりうる書面により申立てを受け付けてもらえるのか。例えば、定型診断書は取れなくとも、介護保険認定の際の主治医意見書がある場合はどうか。

可能である。診断書は適切な申立類型の選択と鑑定の要否の判断のために提出を依頼しているものである。今後とも協力いただきたいが、事情によっては提出が難しい場合があると思われる。可能であれば診断書に代えて医師が関与作成した文書でも提出していただくと事件進行が円滑となる。

- 4** 能力がないと思われる本人に代理人弁護士が付いて、代理人が鑑定を拒否しているケースでは、裁判所としてはどのような対応をするのか。鑑定が実施できない場合、絶対に法定後見は開始されないのか。

事例によるので一概にいえない。もっとも、本人と面接した結果、意思能力が認められなくなれば、委任を否定して無権代理と扱うこともあり得る。明らかに鑑定の必要がないと認められる場合でない

限り、鑑定をしないで後見開始の審判をすることはできない（家事事件手続法119条1項ただし書）。

- 5** 鑑定がされるケースの割合はどの程度か。また、それは首長申立てか否かで割合は異なるか。再鑑定、再々鑑定の件数はどの程度であり、それはどのような場合にされるか。東京高裁平成25年6月25日決定が後見センターの判断能力の審理は不十分であるとして原審差戻しの判断を示したが、鑑定省略の方針に変更はあるのか。

後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の平成25年の終局事件のうち、鑑定を実施したものが占める割合（「鑑定実施率」）は、約12.0%である。

首長申立ての場合の鑑定実施率は調査できないが、割合に大きな差はないと思われる。再鑑定や再々鑑定の件数は把握していない。再鑑定については、内容に関する意見を踏まえて実施した例があると思われる。例えば、鑑定内容が不十分であるとか、関係人の意見を踏まえて、再度鑑定が必要といった場合などである。東京高裁の裁判例は承知しているが、個別の事案については意見を差し控えたい。いずれにせよ、今後とも鑑定の実施の要否及び本人の判断能力の程度等については、適正に判断したい。

- 6** 任意後見監督人選任申立事件について、本人の親族の意向照会を行う場合はあるか。あるとすればどのような場合か。

親族照会を行った事例は把握していない。

- 7** 任意後見受任者が弁護士会の後見人候補者名簿登載者である場合には、任意後見受任者の事情説明書は、後見等開始申立てにおける専門職用候補

者事情説明書用紙を使ってもよいのか。

差し支えない。

- 8** 後見人候補者名簿登載者だけが後見人等に選任される運用になったのはなぜか。一方、同名簿に登載されていない場合でも、選任されることはあるのか。

弁護士に関していえば、弁護士後見人の不祥事の発生を踏まえて、自薦の場合には、親族後見人との相違、すなわち専門職としての扱いの有無を、弁護士という資格に加えて弁護士会が整備した後見人候補者名簿の登載の有無に求めたものである。また、名簿登載の要件は、各団体に定められるものであるところ、一般的には、会費の滞納、苦情、懲戒手続、研修参加の有無等が考慮されていると承知しており、名簿非登載者については、後見人等として不適格である可能性があるとも考えている。なお、事案によっては、名簿登載されていない者も選任されることはある。例えば、法人であってそもそも名簿登載ができない者、名簿登載されていない弁護士が本人の親族に当たる場合等である。また、無報酬事案など他に適任者がいない場合なども考えられる。もっとも、名簿登載されていない者を後見人等に選任する場合には、後見監督人等を選任することもある。

- 9** 後見等開始申立て時に、参与員でなく調査官面接になる場合というのはどういう事案か。

最も多いのは、本人調査を要する場合である。保佐開始、補助開始、同意を要する行為の定め及び代理権付与の各申立てについては本人調査を要することとしており、また、後見開始の申立てにおいても、本人調査を行う場合には調査官が面接している。

選任段階

最近、当職が後見人に選任された事件で、即時抗告がなされた。しかし、その事実につき後見センターからは連絡はなく、申立代理人から偶然聞くことができた。即時抗告がなされた事実、後見センターから選任した後見人に連絡がされるのか。

即時抗告があった場合、連絡する例が多い。もっとも、連絡しない例もあったので、今後は連絡する扱いとしたい。

後見事務

- 1** 後見人として訴訟を進行していて、和解をする場合、又は居住用ではない不動産を処分（売却か抵当権設定など）する場合、必ず全て事前に報告すべきか。全てではないとすれば、何か基準はあるか。専門職における後見業務は、基本的には裁量に任せられるとも聞いたが、事前に相談すべき場合には、どういう手段（書面・電話・面談）で相談するのがよいのか。

後見人の業務は基本的には裁量に委ねられている。事前に必ず報告することは不要である。もっとも、和解や不動産処分などについては事前に報告される例が多いが、これは本人や他の関係者に対する影響が大きく、慎重に業務を行おうと考えられているものと思われる。疑義がある場合や、申立てについて迅速な処理を求める場合などは、あらかじめ相談しておくことが望ましい。相談の方法としては、書面でいただけると相談内容の正確な把握がしやすいため、書面でお願いしたい。また、面談でも差し支えない。

2 線路に立入り電車と衝突した認知症男性の家族らに民法714条2項の責任が認められた裁判例（名古屋地裁平成25年8月9日判決）で、判決の中で、家族に対し実質的には成年後見人などの法定監督義務者に準ずる立場にあったとして、介護施設への入所やヘルパーの利用などの徘徊防止のための適切な措置を講ずべきだったという趣旨の言及があった。当該事案に限らず、身上監護については、他害行為の防止についても十分配慮すべきということになりそうだが、身上監護についてどの程度の配慮をすべきか。

指摘の事案についてのコメントは差し控えたい。もっとも、徘徊防止については、これまでも他害防止という観点よりも自傷防止の観点から、義務かどうかはともかく、適切な措置を講じるべきとの行動指針は存在したように思われる。したがって、徘徊防止のための何らかの手段を講じる必要が出てくるが、現実には、本人の意思、施設等の存在の有無、財産の有無等の問題により、実施したくてもできない困難事例が一定程度はあるように思われる。もっとも、防止策が容易にとれるにもかかわらず、本人の利益以外の事情を考慮して、防止策をとらないということは相当ではないと思われる。

3 被後見人の配偶者が死亡し、被後見人が喪主となることを求められた場合、後見人が葬儀費用を管理財産から支出することは認められるか。それとも被後見人には葬儀主宰能力がないとして拒否し、喪主から葬儀費用の支出を求められたときは、必要性・相当性を慎重に判断すべきということになるか。（「家庭裁判所における成年後見・財産管理の実務」片岡武他，日本加除出版52頁）

喪主となれば、葬儀費用を負担することになる

ので、後見人が支払うことは認められると思われる。制限行為能力者であるため喪主になれないという扱いは承知していない。また、本人以外の者が喪主を務め、喪主から葬儀費用の支払を求められた場合には、他人の債務を支払うこととなるので、事案に応じて、その必要性、相当性を判断することとなる。

4 (1) 複数後見の場合に、財産管理の権限がない後見人が裁判所に財産目録・収支計算書を謄写申請した場合に許可されるのか。また、財産管理の権限のある後見人は財産管理の権限のない後見人に、財産目録・収支計算書を開示してよいのか。

事件の当事者でない者からの記録の閲覧謄写申請については、家庭裁判所が相当と認める場合に許可されることとなる（家事事件手続法47条5項）。指摘の例だと、一般的には、当然には許可しておらず、閲覧謄写の必要性を聴取したり、文書提出者の意向を確認したりして、その許否を判断している。財産管理の権限のある後見人が他の後見人に開示するかどうかは、後見人の判断であるが、判断がつかねる時には、家庭裁判所へ閲覧謄写申請を促し、その判断に委ねることも可能である。もっとも、この場合には、改めて裁判所から財産管理の権限のある後見人に対して意向を確認することがある。なお、後見人が本人の相続人であり、本人死亡後の申請であれば、最終の財産目録、収支計算書、添付書類は、財産管理権を有する後見人の意向を確認することなく開示している。

(2) 後見監督人が後見人を解任するほどではない問題点を書面で裁判所に報告した場合に、後見

人が当該書面の閲覧謄写を申請すると、それは許可されるのか。

通常は閲覧謄写を許可していないと思われる。もっとも、閲覧謄写の必要性が高い場合等には、必要に応じて後見監督人の意見を確認し、許可して開示することもあると思われる。なお、家事事件の記録に関しては当事者に対して閲覧謄写されるのが原則であることに留意し、当事者に閲覧謄写されることを希望しない情報については、そもそもそれを書面に記載することの必要性や、閲覧謄写不許可事由（家事事件手続法47条4項）の有無を十分に検討されたい。

- 5** 被後見人所有の貸地の上の賃借人の建物が競売となり、建物買受人が親族後見人に対し、土地賃借権の譲渡の承諾請求をしてきている。裁判外の交渉又は借地非訟の中で、親族後見人が申立人と和解する場合は、後見監督人の同意が必要か。また、被後見人が消費者被害に遭った際、親族後見人に後見監督人が就いている場合、後見監督人が代理人として、当該消費者被害の事案を扱うことは可能か。

民法13条1項5号の「和解」に含まれると考えられるので、民法864条により後見監督人の同意が必要と考えられる。また、後見監督人が後見人の代理人となることは、被後見人のためにするものであってもなるべく差し控えていただきたい。これは、後見人は後見監督人から指導監督を受ける関係にあるところ、後見監督人が後見人から業務を受任することは、後見人が顧客の立場になり、後見監督人による十分な指導監督を期待できなくなるおそれがあるからである。（前記「家庭裁判所における成年後見・財産管理の実務」81頁）

- 6** 弁護士後見人が行う裁判手続（訴訟、調停等）が予定されている場合、別の弁護士に訴訟委任することができる場合はどんな場合か。

例えば専門的な知見を必要とする訴訟であって、当該弁護士後見人においてその分野の経験や知識が乏しく、他の弁護士を依頼した方が望ましいと考えられる場合などが考えられる。

- 7** 成年後見人として、遺産分割協議を成立させて、被後見人を含めて全3名の相続人が法定相続分のおり3分の1ずつの共有で遺産である不動産を相続した。遺産分割協議成立の後、当該不動産の売却について、被後見人以外の相続人2名からも委任を受けて、成年後見人としてのみならず、被後見人以外の相続人2名の代理人としても不動産の売却を行った場合、成年後見人の報酬とは別に、被後見人以外の相続人2名から不動産売却についての弁護士報酬を領収することは、成年後見人の立場との関係で問題はないか。

監督裁判所としては、被後見人の利益が害されるおそれがないのであれば、特に、意見は述べる立場にない。

- 8** (1) 被後見人の流動資産が少ない事件において報酬付与申立てをした場合には、「成年後見人等の報酬額のめやす」の基本報酬額を下回るような報酬付与決定がされる場合はあるのか。あるとして、どのような場合に当該決定をするかについての具体的な基準はあるのか。

「めやす」はあくまで目安であるので、本人の流動資産額が少ない場合には、基本報酬額を下回る付与決定をせざるを得ない場合があり得る。具体的な基準というものはない。なお、報酬助

成制度を利用できる場合があるので、助成額と対象期間を書面で報告されれば助成額を前提とした報酬付与審判をすることができる。

- (2) 後見監督人として、親族後見人に対して報酬付与申立てを勧めてもいいのか。実際には、どの程度の親族後見人が申し立てており、どの程度認められているのか。

勧めることに問題はない。具体的な申立ての数や認容数の統計はとっていないが、親族後見人による報酬付与申立てについても、概ね、認容されていると思われる。

辞任・引継段階

- 1** (1) 相続人がいるのにまったく引継ぎに協力してくれない場合は、どうしたらよいのか。また、民法918条2項の相続財産管理人選任を後見センターで取り扱っているとのことであるが、遺産は預貯金のみのような場合でも申立ては可能か（例えば特別受益や寄与分の主張があるなど）。

民法918条2項による相続財産管理人の選任を検討されたい。相続人間で分配を争っている場合には、まずは、相続人に、家事事件手続法200条1項の遺産分割の調停、審判の前の保全処分としての財産の管理者の選任を促すのが筋である。相続人がこれを行わない場合には、相続財産が債権だけであれば、本来は、当然分割となり遺産分割の対象外として、各相続人に対し分割額を供託することも可能であると思われるが、前記のとおり相続財産管理人の選任も可能と解されるので、相談されたい。

- (2) 相続財産管理人選任後、葬儀・法要・納骨

費用などについて、権限外行為許可の審判を得て支出することは可能か。

権限外行為許可の審判を得て葬儀・法要・納骨費用などの支払を行うことは可能である。

- (3) 相続財産管理人には元後見人が選任されるのが通常か。その場合、元後見人の最後の後見報酬を引き出すことについて相続人が異議を述べていたとしても、相続財産管理人としての管理財産から引き出して受領することは可能か。

民法918条2項による相続財産管理人のうち、後見センターで扱う元後見人等による申立ての場合には、元後見人等が弁護士、司法書士である場合に限って、そのまま元後見人等を選任することがある。本人の財産から、報酬を受領することは可能である。相続人が異議を述べていたとしても、相続財産管理人である限りその権限があり、これを否定する理由はないと思われる。

- 2** (1) 本人が死亡した際、相続人では対応が困難な死後事務（葬式代の支払、過剰に支払われた年金の返還、訴訟対応等）がある場合、元後見人としてはどの範囲で対応すべきか。

本人死亡により後見は終了している。相続人から個別委任を受けて事務を行うことについては、監督裁判所としては特に意見を述べる立場にはない。相続人から個別委任を受けられない場合については、事務管理か応急処分（民法654条）として行うこととなる。応急処分に該当するかどうかは急迫の事情の有無によるが、年金の返還や訴訟対応については、一般的にはいずれも急迫の事情があるとはいいい難いように思われる。

- (2) 元後見人が、身寄りがない本人の死後事務（施設との関係、葬儀、お墓）の対応をしたとき、

報酬付与決定で考慮されるのか。

通常、考慮していると思われる。

- 3** 被後見人死亡による後見終了後に全ての相続人が相続放棄予定であるが、放棄申述の有無を回答しない場合、他の相続人への連絡、放棄の有無の家裁への照会費用は被後見人の資産から支出してよいのか。また、相続人全員が放棄した場合、元後見人が行う相続財産管理人選任手続費用はどこから捻出すればよいのか。いずれの場合も、被後見人の資産から支出しようとした場合、例えば、後見人肩書付の銀行口座のうち一つだけ死亡に伴う凍結をしないで、当該口座より適宜支出するということでよいのか。

いずれも事務管理の費用と認められる。相続人不分明である場合の相続財産管理人の申立費用の負担については、まずは、選任する家庭裁判所が費用負担の裁判をするのでそれに従うこととなる。通常は、相続財産管理人から支払を受けられると思われる。金融機関に対して死亡の届出をしないで口座から支払うことは勧めることはできない。相続財産管理人が金融機関から支払を受け、そこから支払を受けるのが筋である。

家庭裁判所への質問

- 1** 成年後見等において、後見人等が、大変な身上監護をした場合（報酬付与における付加事由がある場合）、その報酬決定において、どのような点を考慮して、決定されているのか。例えば、①身寄りの無い、あるいは、あっても監護に協力してもらえない人の身上監護（例えば、入院、施設入所等々）。

- ② 本人にとって害悪な人に付いて行く等により、行方不明になってしまう人の搜索等々。

身上監護に関する事務については、事案により様々であり、それに対する報酬決定もケースバイケースである。一般的にはその業務の内容（かかった時間や手間など）や被後見人の資力などの事情により決めることになるとと思われる。報酬付与の申立ての事情説明書に具体的詳細に記載いただくと、報酬決定の際の判断の参考となるので、付加報酬を求める際は、そのようにお願いしたい。

- 2** (1) 監督人の報酬審判書は債務名義になるか。

報酬付与の審判は後見人に報酬請求権若しくは報酬を受け取る地位を付与・形成する審判と解され、特定の義務者（被後見人）に金銭の支払を命じるものではなく、その審判書は執行力のある債務名義とはならない。

- (2) 支払のための手段として家裁が想定しているものはあるか。支払わない親族後見人に対して家裁が行う処分はあるか。

報酬請求権を実現する手段が民法、家事事件手続法等に直接規定していないので、支払の手段を想定することは困難な面があるが、支払を促進させる手段・措置としては、民法863条2項の「処分」や、民法846条の「解任」のほか、後見監督人から後見人へのスライド（複数選任・権限分掌）が考えられる。

- (3) 監督人報酬の消滅時効期間は10年と考えてよいのか。

時効については民法167条1項による説と民法875条による説（注釈民法(25)改訂版486頁）がある。時効期間についての運用、裁判例は把握していない。

- 3** 平成25年6月から、自薦案件についても後見人として選任されるには名簿登載者である必要があるとされた。現状、弁護士法人は、名簿登載要件となっている研修受講が受けられない等の問題があるため名簿に登載できないが、自薦は認められないのか。認められる場合には、具体的にどのような基準で認めているのか。

弁護士法人については、いかなる要件にかかわらず、名簿登載がそもそもできないので別途検討している。なお、弁護士法人については、個別具体的に調査をしているが、重視しているのは、弁護士法人所属の弁護士が名簿登載者であるかどうかである。

家庭裁判所への要望

- 1** 選任段階での調査官意見についてさらに踏み込んで書いていただけるとありがたい。

具体的な要望が不明であるので回答しにくいですが、今回の御意見は、職務の参考にさせていただきたい。

- 2** 弁護士の登録姓と戸籍姓が異なる場合の取扱いとして、審判書等に登録姓だけで掲載してもらえないか。

登記法上の問題があり、登録姓だけの掲載はできない。実務では審判書に登録姓を記載し、続けて括弧書きで戸籍上の氏名を併記している。

- 3** 本年4月1日から消費税の税率が引き上げられるが、それに合わせて、報酬金額も増税分引き上げられると考えてよいのか。もし、取扱未定ならば、消費税引き上げに伴い事務所の賃料等の諸経費も

引き上げられること、及び、適正な税転嫁の観点より、是非、報酬を引き上げる取扱いとしていただきたい。

増税分を引き上げる方向で考えているが、3%という程度であるので、事案における業務の内容、程度や付加報酬等で考慮されていると判断できる場合には、結果的に引き上げないということもありうる。また、同様に、3%以上の引き上げとなる場合もありうる。

後見センターからのお願い

報酬付与の申立書式は最新のものを利用されたい（裁判官、手続費用の申立人負担の記載に変更がある。）。

収支状況報告書を提出するとともに、財産目録の預貯金の差額と収支の差額は一致するようにされたい。

報告書の提出は遅滞しないようにされたい（監督人が選任されたり、報酬が減額されたりすることがある。）。

（注）上記「後見事務 5」（13頁）の事例においては、監督人が後見人の代理人となった場合、他の親族や推定相続人の意向によっては、後見人と親族との間の紛争に巻き込まれる危険もあります。「後見事務 7」（13頁）に類似した事例で、事後に親族から「合計すると報酬の取りすぎである」とのクレームが出され辞任に至ったケースもあるようです。

さらには、弁護士倫理の観点から慎重な判断が必要になる事項もあると思われますので、ご留意ください。

（高齢者・障害者の権利に関する特別委員会）